

第4期白河市地域福祉計画策定支援業務（基礎調査）委託
プロポーザル実施要領

白河市保健福祉部社会福祉課

1 目的

市では、「第3期白河市地域福祉計画白河市再犯防止推進計画」（令和5年3月策定。以下、「現計画」という。）が令和9年度に計画期間の最終年度を迎えることから、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉の推進を図るため、現計画を改定し、新たな「第4期白河市地域福祉計画」（計画期間：令和10年度～14年度（5年間））を策定する（白河市再犯防止推進計画も含む計画とする）。

令和8年度は、地域福祉計画の策定支援業務（基礎調査）（以下、「本業務」という。）を委託するものであり、本業務の実施にあたっては、高度な知識や専門的な技術力が必要であり、技術提案と価格を総合的に評価するために、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

本プロポーザルは、令和8年度の策定支援業務（基礎調査）を対象としており、令和9年度の策定支援業務の内容を含んでおらず、令和8年度の契約後に、令和9年度の策定支援業務の契約を約束するものではない。

2 業務委託の概要

- (1) 業務名 第4期白河市地域福祉計画策定支援業務（基礎調査）委託
- (2) 業務内容 別紙「第4期白河市地域福祉計画策定支援業務（基礎調査）委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。
※ただし、契約時における仕様書は、優先候補者として特定された者の業務提案内容に応じ、仕様を変更する可能性がある。
- (3) 業務期間 契約締結した日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額 金1,276,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示す金額

3 参加資格

本件に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和元年度以降、福島県内の地方公共団体を相手方とし、地域福祉計画または福祉関連計画の策定支援業務を完了した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算、開始、同法第511条の規定に基づく特別清算開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

を経営に関与させていないこと。

- (6) 本公告日から審査委員会開催日までの期間において、国、福島県または本市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

4 日程

内容	日程・締め切り
公募開始	5月8日(金)
質問提出期限	5月15日(金)午後5時(必着)
質問回答	5月22日(金)
参加表明書等の提出期限	5月29日(金)午後5時(必着)
一次審査(書類審査)結果通知	6月5日(金)
業務提案書の提出期限	6月19日(金)午後5時(必着)
二次審査(業務提案書・プレゼンテーション審査)	7月8日(水)
審査結果通知	7月10日(金)【予定】
契約締結	7月中旬【予定】

5 書類の提出先(担当事務局の連絡先)

提出先:	白河市保健福祉部社会福祉課社会生活支援係
住所:	〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1
メールアドレス:	shakai@city.shirakawa.fukushima.jp
ホームページ:	https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/
電話:	0248-28-5515

6 質疑受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、本市ホームページから質問書(様式1)をダウンロードし、次の方法で提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年5月15日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 回答方法 回答は、一括して取りまとめた質問回答書を令和8年5月22日(金)までに、本市ホームページに掲載する。

7 参加表明書等の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、提出書類その他の関係書類は、本市ホームページからダウンロードすること。

- (1) 提出書類 ※各書類の「記入上の注意」をよく確認すること。
 - ①参加表明書(様式2)
 - ②会社概要調書(様式3) ※貸借対照表・損益計算書添付、登録・認証を証する書類(写し)添付
 - ③実績調書(様式4) ※受注した事実を確認できる文書(契約書等)の写しを添付
 - ④実施体制調書(様式5)
 - ⑤業務実施方針(様式6)
 - ⑥提案見積書【令和8年度計画策定支援業務(基礎調査)】(様式7) ※見積内訳書添付
 - ⑦参考見積書【令和9年度計画策定支援業務】(様式8) ※見積内訳書添付

【⑦の参考見積書が必要な理由】令和9年度計画策定支援業務は、本業務に含まず、本要領2(4)「提案上限額(消費税及び地方消費税を含む。)」に含まないが、現時点での令和9年度計画策定支援業務の参考見積を提出していただき、本プロポーザルで評価したいため。

(2) 提出期限 令和8年5月29日(金)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法 郵送(簡易書留に限る)または持参による。

※持参の場合は、受付期間中(土日・祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

(4) 提出部数 原本1部 写し6部

(5) 留意事項 提出期限後における提出書類の修正、差し替え及び再提出は認めない。

(6) 参加表明書を提出後に辞退する場合は、辞退届(様式9)を提出すること。

(7) 提出された書類等は返却しない。

(8) 留意事項

①提案見積書【令和8年度計画策定支援業務(基礎調査)】(様式7)について

- ・令和9年3月31日までの計画策定支援業務(基礎調査)に係る全費用を計上すること。
- ・消費税及び地方消費税抜き。
- ・令和8年度の業務内容は、別紙「仕様書」を参照すること。

②参考見積書【令和9年度計画策定支援業務】(様式8)について

- ・令和9年度計画策定支援業務は、本業務に含まず、本要領2(4)「提案上限額(消費税及び地方消費税を含む。)」に含まないが、現時点での令和9年度計画策定支援業務の参考見積を提出していただき、本プロポーザルの審査で評価するため、参考として提示すること。
- ・消費税及び地方消費税抜き。
- ・令和9年度計画策定支援業務の参考見積のための仕様は、現時点で以下のとおりとする。

【令和9年度業務(想定)】

業務名：第4期白河市地域福祉計画策定支援業務

契約期間：令和9年度に契約締結した日～令和10年3月末

(1) 計画書・概要版の作成

令和8年度業務内容を踏まえ、計画骨子・計画素案を作成すること。計画骨子・計画素案に対する審議・検討結果等に基づき、修正作業を実施し、計画書を作成する。また、計画書の内容を市民へ広く周知するため、計画書概要版を作成すること。

(2) 計画策定委員会・パブリックコメントの実施支援

計画策定委員会(3回程度)及びパブリックコメントの実施に向けた資料の作成等を行う。なお、受託者はオブザーバーとして出席する。

【成果品】

- (1) 計画書(A4版 80ページ程度 表紙カラー 本文モノクロ印刷) 100部
- (2) 計画書概要版(A4版 4ページ程度 カラー印刷) 100部
- (3) 上記の作成に係る電子データ一式

③失格及び重大な欠落事項について

- ・提案見積書【令和8年度計画策定支援業務(基礎調査)】の見積額に消費税等を含めた額が、本プロポーザルの提案上限額(消費税等込み)を超える場合は失格とする。
- ・見積額に重大な欠落事項があった場合には大幅な減点対象とする。

【重大な欠落事項の例】見積額が他に提出された書類の内容と著しく乖離しており、業務施行が困難と認められる場合など

8 業務提案書の提出

令和8年6月5日(金)を目途に、一次審査(本要領7の参加表明書等の書類審査)を通過した旨の通知を受けた者は、二次審査(業務提案書・プレゼンテーション審査)のため、別紙「仕様書」に基づく、業務提案書を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ①業務提案書の提出について(様式10)
- ②業務提案書(任意様式)

(2) 業務提案書(任意様式)作成上の注意

- ア 用紙サイズ・文字サイズ・頁数について
- ・用紙サイズは原則、A4版(縦横自由、A3折込可)
 - ・文字サイズは11ポイント以上を使用すること。
 - ・頁数は、両面印刷・5枚10ページ以内を目安に、A3版を使う場合は、A3用紙1枚あたり片面2ページ、両面4ページとして換算する。
- イ 記載する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限るものとする。
- ウ 実施義務事項として参加者が提示し、かつ提案費用内で契約するものであることに留意すること。
- エ 記載事項は次の内容(1)～(5)を含むものとする。
- (1) 基礎データ調査・分析に関する提案
 - ①白河市行動計画ーアジェンダ2027ーの福祉施策と現計画との整合性から次期計画の策定に関する提案
 - ②市直営のアンケート調査結果報告から次期計画で取り組む優先事項を導く手法
 - (2) 現計画の評価・検証に関する提案
市が自己評価する「施策確認シート」を分析し、次期計画に課題を特定する手法
 - (3) 地域福祉懇談会の実施に関する提案
地域福祉懇談会でアンケート結果を市民に分かりやすく伝え、個人的な要望を「地域全体の共通目標」へまとめる会議の手法
 - (4) 各委員会の実施支援に関する提案
「高齢・障がい・児童」の枠を超えた課題整理や調査結果をわかりやすく整理し、図解する手法
 - (5) 貴社の特徴(長所)で、本要領の提案上限額内で実現可能な独自提案

(3) 提出期限 令和8年6月19日(金)午後5時まで(必着)

(4) 提出方法 郵送(簡易書留に限る)または持参による。

※持参の場合は、受付期間中(土日・祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

(5) 提出部数 原本1部 写し6部

提出書類を記録した電子媒体 1式

※なお、任意様式や印鑑が押されている書類を除き、提出書類のデータ形式は、本市が提供した形式で提出すること。

(6) 留意事項

- ア 提出期限後における提出書類の修正、差し替え及び再提出は認めない。
- イ 業務提案書の記述事項が仕様書を満足しない場合は、大幅な減点対象とする。
- ウ 提案内容が見積額と著しく乖離しており、業務施行が困難と認められる場合

は、大幅な減点対象とする。

エ 提出された書類等は返却しない。

9 プレゼンテーションの実施

一次審査通過の連絡を受けた者に対し、二次審査（業務提案書・プレゼンテーション審査）を行う。

(1) 実施日 **令和8年7月8日(水)** ※詳細はメールアドレスに通知する。

(2) 場 所 本市が後日指定する場所

(3) 時 間

ア 1者 40分以内（業務提案書の説明 25分以内、質疑応答で 15分）

別途、準備時間 10分以内（開始 5分、片付け 5分）を想定している。

イ 業務提案書の受付順に、1者毎、個別に行う。

(4) プレゼンテーションの内容

ア プレゼンテーションにおける説明は、業務提案書に記載した内容に限るものとし、追加資料等の配布は認めない。

イ パソコンやテレビモニター等を使用する場合、電源及びテレビモニターは事務局が準備する。HDMI 端子を繋ぐことができないパソコンを使用する場合は、HDMI 変換器を持参すること。

※テレビモニターを使用する場合は事前に申し出ること。

(5) 留意事項

ア プレゼンテーションは、業務提案書の受付順に実施する。

イ プレゼンテーションの出席者は、最大3名とし、主として本業務に取り組む者が説明すること。必要に応じて、参加者が分担して説明しても構わない。

10 審査方法

事業者を選定するにあたっては、庁内に「第4期白河市地域福祉計画策定支援業務（基礎調査）委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置し、二段階方式で審査を行い、優先交渉権者を選定する。本プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

別紙「第4期白河市地域福祉計画策定支援業務（基礎調査）委託審査基準」（以下、「審査基準」という。）に基づき審査を行う。

(2) 一次審査（書類審査）

ア 審査基準の「業務提案書」、「プレゼンテーション評価」以外の項目について審査し、評価点数が高い上位4者を二次審査（業務提案書、プレゼンテーション審査）の対象者に選定する。

イ 一次審査の結果は、**令和8年6月5日(金)を目途**に、すべての「参加表明者」に対して、個別に電話又は電子メールで連絡し、併せて文書で通知する。なお、審査の経緯及び結果の異議の申し立ては受け付けない。

ウ 提案者が4者に満たない場合も書類審査により、二次審査の対象となる提案者の選考を行い、その結果を提案者全てに通知する。

(3) 二次審査（業務提案書・プレゼンテーション審査）

ア 一次審査で上位4者に対し、本要領9のプレゼンテーションを実施する。審査基準に基づき審査を行い、一次審査及び二次審査の得点の合計を合算した総合

得点の最も高い提案者を優先交渉権者とし、2番目に評価が高い者を次点者とする。

イ 同一の評価点数が2者以上となった場合は、本要領7(1)にて提出する、「提案見積書【令和8年度計画策定支援業務(基礎調査)】(様式7)」及び「参考見積書【令和9年度計画策定支援業務】(様式8)」の合計金額が最も低い者を上位とし、この金額も同じ場合は、選定委員会の採決により決定する。

ウ 参加者が1者の場合もプレゼンテーションを実施し、当該参加者に係る評価の結果が総合得点の6割以上のときに限り、当該参加者を優先交渉者として決定する。

1.1 選定結果

選考結果は、**令和8年7月10日(金)【予定】**までに、二次審査の対象者全てに、文書で通知する。その際、審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。また、審査結果に対する異議申し立ても受け付けない。

審査の結果は、本市ホームページにて公表する。公表する内容は、契約予定者の名称とする。

1.2 失格事項

参加者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、参加資格を失う。

- (1) 本要領3に掲げる参加資格等の要件を満たさなくなった場合
- (2) 業務提案書を提出する意思を表明したにも関わらず、期限内に提出書類を提出しなかった場合
- (3) プレゼンテーションを遅刻、欠席した場合
- (4) 提案見積書【令和8年度計画策定支援業務(基礎調査)】(様式7)に記載する見積金額に消費税及び地方消費税を含めた金額が、本要領の提案上限額(消費税及び地方消費税を含む。)を超えている場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 本プロポーザルの実施にあたり、不正もしくは妨害行為または選定結果に影響を与える不誠実な行為を行った場合

1.3 契約の締結

- (1) 優先交渉権者から提示された見積金額及び業務提案書の内容を基本に、市と協議の上、随意契約を行う。
- (2) 優先交渉権者が参加資格等の要件を満たさないと判明した場合、その他の理由により速やかに契約締結が出来ない場合又は優先交渉権者が契約を辞退した場合は、市は選定委員会の審査結果における次点者と順次協議を行うものとする。
- (3) 本契約には、令和9年度の策定支援業務の内容は含んでおらず、令和8年度の本契約後に、令和9年度の策定支援業務の契約締結を約束するものではない。

1.4 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る費用については、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本要領及び仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。